

協議 2 号

長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（案）要綱

教育委員会事務局学校教育課

事 項	説 明									
1 改正の理由	期末手当の在職期間等の算定に係る育児休業の期間を見直すことに伴い、改正するもの									
2 改正の内容	<p>主な内容は、次のとおり</p> <p>(1) 期末手当の在職期間から除算しないこととする育児休業の承認に係る期間の範囲を次のように改める（第4条関係）。</p> <table border="1" data-bbox="528 763 1366 1507"> <thead> <tr> <th data-bbox="528 763 948 813">改正前</th> <th data-bbox="948 763 1366 813">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="528 813 948 1507">育児休業の承認に係る期間が1箇月以下である育児休業の期間</td> <td data-bbox="948 813 1366 1507"> 次のア及びイに掲げる育児休業の期間があるときは、当該期間 ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から57日の期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間が1箇月以下である育児休業 イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から57日の期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間が1箇月以下である育児休業 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 勤勉手当の勤務期間から除算しないこととする育児休業の承認に係る期間の範囲を次のように改める（第11条関係）。</p> <table border="1" data-bbox="528 1597 1366 1776"> <thead> <tr> <th data-bbox="528 1597 948 1646">改正前</th> <th data-bbox="948 1597 1366 1646">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="528 1646 948 1776">育児休業の承認に係る期間が1箇月以下である育児休業の期間</td> <td data-bbox="948 1646 1366 1776">(1) ア及びイに掲げる育児休業の期間があるときは、当該期間</td> </tr> </tbody> </table>		改正前	改正後	育児休業の承認に係る期間が1箇月以下である育児休業の期間	次のア及びイに掲げる育児休業の期間があるときは、当該期間 ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から57日の期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間が1箇月以下である育児休業 イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から57日の期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間が1箇月以下である育児休業	改正前	改正後	育児休業の承認に係る期間が1箇月以下である育児休業の期間	(1) ア及びイに掲げる育児休業の期間があるときは、当該期間
改正前	改正後									
育児休業の承認に係る期間が1箇月以下である育児休業の期間	次のア及びイに掲げる育児休業の期間があるときは、当該期間 ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から57日の期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間が1箇月以下である育児休業 イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から57日の期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間が1箇月以下である育児休業									
改正前	改正後									
育児休業の承認に係る期間が1箇月以下である育児休業の期間	(1) ア及びイに掲げる育児休業の期間があるときは、当該期間									
3 施行期日	公布の日から施行する。									
4 審議状況	(1) 総務部総務課との協議 (2) 教育委員会法規審査会の決定	月 日 月 日								

長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の
一部を改正する規則（案）

長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（平成21年長野市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第3号中「育児休業職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である学校職員を除く。第11条第2項第1号において同じ。）又は」を削り、同号を同項第4号とし、同号の前に次の1号を加える。

(3) 育児休業職員として在職した期間（次に掲げる育児休業の期間があるときは、当該期間を除いた期間）については、その2分の1の期間

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業

第11条第2項第1号中「、育児休業職員」を削り、同項中第8号を第9号とし、第2号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業職員として在職した期間（第4条第2項第3号ア及びイに掲げる育児休業の期間があるときは、当該期間を除いた期間）については、その全期間

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則 平成21年11月30日長野市教育委員会規則第6号</p>	<p>○長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則 平成21年11月30日長野市教育委員会規則第6号</p>
<p>(期末手当)</p>	<p>(期末手当)</p>
<p>第2条 略</p>	<p>第2条 略</p>
<p>第3条 略</p>	<p>第3条 略</p>
<p>第4条 略</p>	<p>第4条 略</p>
<p>2 前項の期間の計算については、次の各号に掲げる期間を除算する。</p>	<p>2 前項の期間の計算については、次の各号に掲げる期間を除算する。</p>
<p>(1)・(2) 略</p>	<p>(1)・(2) 略</p>
<p><u>(3) 育児休業職員として在職した期間（次に掲げる育児休業の間があるときは、当該期間を除いた期間）については、その2分の1の期間</u> <u>ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業</u> <u>イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業</u></p>	<p><u>(新設)</u> <u>(3) 育児休業職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である学校職員を除く。第11条第2項第1号において同じ。）又は自己啓発等休業職員として在職した期間については、その2分の1の期間</u></p>
<p><u>(4) 自己啓発等休業職員として在職した期間については、その2分の1の期間</u></p>	<p></p>
<p>3 略</p>	<p>3 略</p>
<p>(勤勉手当)</p>	<p>(勤勉手当)</p>
<p>第7条 略</p>	<p>第7条 略</p>
<p>第8条 略</p>	<p>第8条 略</p>

改正後	改正前
<p>第9条 略 第10条 略 第11条 略</p> <p>2 前項の期間の計算については、次の各号に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1) 停職者、専従休職者又は自己啓発等休業職員として在職した期間については、その全期間</p> <p><u>(2) 育児休業職員として在職した期間（第4条第2項第3号ア及びイに掲げる育児休業の期間があるときは、当該期間を除いた期間）については、その全期間</u></p> <p><u>(3)～(9) 略</u></p> <p>3 略</p>	<p>第9条 略 第10条 略 第11条 略</p> <p>2 前項の期間の計算については、次の各号に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1) 停職者、専従休職者、<u>育児休業職員</u>又は自己啓発等休業職員として在職した期間については、その全期間</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(2)～(8) 略</u></p> <p>3 略</p>